

## 7 大田 勤 議員



- 1 運転操作の誤りによる交通事故防止や事故発生時被害軽減に 高齢者安全運転支援装置設置促進事業の取り組みを
- 2 国保税18歳までの子どもへの均等割ゼロは、子どもの貧困対策、子育て支援
- 3 子育て世帯への支援で町内小中学校給食費を無償化へ 全国1,794自治体中775自治体が学校給食費無償化実施または予定

### 1 運転操作の誤りによる交通事故防止や事故発生時被害軽減に 高齢者安全運転支援装置設置促進事業の取り組みを

岩内町運転免許証自主返納支援事業は、高齢運転者等の交通事故防止と外出支援、町内循環交通の新規利用者開拓と利用促進を目的に令和3年4月1日以降に運転免許証を自主返納した方に対して、申請に基づき、ノッタライン及び円山地域乗合タクシー共通無料乗車券、若しくは共通無料乗車回数券を交付するもので、有効期間は支援決定の日より1年間としています。

岩内警察署管内の運転免許証自主返納者数は、令和元年42人、令和2年41人、令和3年77人とホームページに掲載されています。

令和3年以降の岩内警察署管内の運転免許証自主返納者数は、

令和3年、町の事務に関する説明書では、8月からの運転免許証自主返納無料乗車券利用者ノッタライン233人、無料回数券利用者121人。円山タクシー無料乗車券利用者61人、無料回数券利用者30人の合計445人、令和4年、ノッタライン無料乗車券利用者923人、無料回数券利用者209人、円山タクシー無料乗車券利用者315人、無料回数券利用者32人の合計1,479人、令和5年、ノッタライン無料乗車券利用者819人、無料回数券利用者128人、円山タクシー無料乗車券利用者180人、無料回数券利用者56人の合計1,183人が利用しています。

運転免許証自主返納者への共通無料乗車券、若しくは共通無料回数券の有効期間は交付決定日より1年間です。今後年々増加する自主返納者や家族等に対して、公共交通の効果的な運行形態の拡充が必要になると思いませんか。

北海道警察が令和2年、満65歳以上の高齢者本人・高齢ドライバーの家族に行った運転免許自主返納に係る意識調査結果で、運転免許の返納を考えたことがない理由では、仕事で運転免許が必要と回答した人が最も多いほか、日常の買い物が不便の回答もあり、生活維持のために運転免許を所有されている人が多い。

運転免許の返納を検討した結果、まだ返納していない理由では、買い物などの

生活維持が難しいが最も多い回答であり、人口エリア別に見ても、全てのエリアで、仕事で運転免許が必要の回答も多く寄せられている。

運転免許証を返納できない高齢者の生活を維持するための今後の町の対策は。

日常的に買い物など生活維持に必要で運転をする高齢者のアクセルとブレーキ踏み間違いによる事故が取り上げられ、自主返納が求められるなか、先進地では高齢者安全運転支援装置の設置費用等の支援制度が取り組まれている。

秩父別町では、町内に住所を有し、購入または設置年度内に65歳以上となる方に、障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置。装置の設置に要した経費、上限4万円。ペダル踏み間違い急発進抑制装置。装置の設置に要した経費、上限2万円。

苫小牧市は、高齢者安全運転支援装置設置促進事業補助金。湧別町は、自動車急発進防止装置取付費補助金。函館市は、高齢者安全運転支援装置設置事業費補助金等により費用負担の支援が取り組まれています。

ドライバーの運転操作の誤りによる交通事故の多発から、交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、国の性能認定を受けた後付けの安全運転支援装置の購入・設置費用の一部を補助する高齢者安全運転支援装置設置促進への取り組みが必要ではないのか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1項めは、令和3年以降の岩内警察署管内の運転免許証自主返納者数については、

岩内警察署管内における運転免許証自主返納者数につきましては、岩内警察署に照会したところ、令和4年では70人、令和5年では63人となっております。

2項めは、無料乗車券、若しくは共通無料回数券の有効期間は交付決定日より1年間です。年々増加する自主返納者や家族等への公共交通の効果的な運行形態の拡充についてであります。

現在、町では、高齢運転者等の交通事故防止と外出支援、町内循環交通の新規利用者開拓と利用促進を目的に、令和3年8月より、運転免許証自主返納支援事業を実施し、ノッタライン及び、円山地域乗合タクシーの共通無料乗車券若しくは、共通無料回数券を交付しております。

本事業において、乗車券の利用は本人のみとなっておりますが、回数券の利用につきましては、本人だけでなく、その配偶者も利用できるよう配慮しております。

また、乗車券及び回数券の有効期間につきましては、通常の運賃を負担する利用者との公平性や、運賃収入減収分を町が負担する補填額、他の自治体の事例などを総合的に勘案する中で、1年間と設定したものであります。

よって、制度開始から3年であり、免許返納者の動向や、どの程度の返納者が、ノッタラインの継続利用に結びついているのかなど、一定の期間を要する検証が、現状では必要であると考えており、制度を拡充する考えには至っていないところであります。

次に、公共交通の効果的な運行形態の拡充についてですが、ノッタライン及び、円山地域乗合タクシーについては、運行ルートや時間など、町民に定着してきていることや、ノッタラインの車両も当面は使用可能な状態であることから、現段階においては、現行の運行形態を、維持・定着させることが優先と考えており、拡充する考えには至っておりませんが、引き続き、人口動態や町民ニーズを見極めながら、持続可能な公共交通とするための検討を重ねてまいります。

3項めは、運転免許証を返納できない高齢者の生活を維持するための今後の町の対策についてであります。

運転免許証を保有する高齢運転者につきましては、北海道が道内全域を対象に実施した意識調査の結果を見ても、返納していない理由は、買い物・仕事以外にも、公共交通手段が少ないため、交通事故を起こしていないためなど様々であり、中には、長年保有する運転免許証が無くなってしまうことへの抵抗感から、家族等が勧めても拒否されてしまう事例も少なくはないとのことであり

ます。こうした事情は、本町におきかえても高齢者本人やまわりの家族などにより様々であるほか、複合的に要因も重なることから、各分野において高齢者の移動を支える施策を講じる必要があります。

これまで本町といたしましては、ノッタラインと円山地域乗合タクシーの運行、ハイヤー・タクシー事業者との連携、広域移動を支える民間バス路線への継続的な財政支援などの、地域公共交通の充実のほか、介護保険制度と町独自の生活支援サービスなどにより、在宅高齢者の移動手段の確保に取り組んでまいりました。

また、長期的な視点に立ち、人口減少・少子高齢化が進む中、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトで、かつ利便性と持続性の高いまちづくりを進める、岩内町立地適正化計画の策定を現在進めているところであります。

いずれにいたしましても、運転に不安が伴う高齢者の生活を支える施策といたしましては、将来を見据えたまちづくりのもと、地域のあらゆる輸送資源を総動員し、重層的に施策を講じる必要があることから、今後におきましても、官・民協働により地域が一体となった持続可能な地域公共交通の取組や、地域包括ケアシステムの確立などをしっかりと前に進めていくことが、高齢者の生活を支える対策であると考えております。

4項めは、高齢者安全運転支援装置設置促進への取り組みが必要ではないかについてであります。

近年、高齢者の運転によるブレーキとアクセルの踏み間違いによる誤操作や、高速道路の逆走などの交通事故が全国で相次いでおり、大きな社会問題となっております。

こうした状況を踏まえ、町では、高齢者の運転による事故の未然防止や事故時の被害軽減を図ることを目的に、春と秋に行われる全国交通安全運動期間中に人と旗の波による街頭啓発や交通ルール遵守の徹底などを掲載した啓発物の配布などを通し、運転者へ直接、安全運転の徹底の呼びかけを行っているほか、北海道及び北海道警察との共催による高齢運転者安全運転講習会の開催や車両販売会社の協力のもと、安全運転サポート車試乗会など様々な啓発活動を通じて、交通安全意識の醸成に取り組んできたところであります。

町としましては、ご質問にあります高齢者安全運転支援装置設置促進への取組につきましても、高齢者の交通事故の未然防止や事故時の被害軽減に一定程度資するものと認識はしているものの、現時点では、安全運転支援装置設置促進を目的とした町独自の補助制度を実施する考えには至っておりませんが、今後も、他の自治体において先進的に実施している高齢者安全運転支援装置設置補助制度の内容や、現在、開発が進められている各自動車メーカーによる自動運転車の開発状況など、自動車の安全性能の向上に関する情報の収集に努めるとともに、岩内警察署をはじめ、岩内町交通安全推進委員会や岩内町交通安全協会などの関係団体と連携を図りながら、高齢者の交通事故による被害をなくすため様々な交通安全活動に取り組んでまいります。

## ＜ 再 質 問 ＞

町長は、高齢者の交通事故の未然防止や被害軽減に、一定程度に資すると認識しているが、町独自の補助制度を実施する考えには至ってないと答弁しています。

国際交通安全学会のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故事例では、駐車のための前進・後退時等、事故原因には、驚き、焦り、急ぎが踏み間違いにつながるとしています。

日常的に買い物など生活維持に必要で、運転する高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違いによる事故が報道され、加害者、被害者の悲惨な状況が映し出され、事故後の家族などのことを思いやればやりきれません。

交通事故防止や事故発生時の被害軽減を目的として、安全運転支援装置設置促進事業や設置補助金などの費用の一部を補助する事業を取り組むべきではありませんか。

**【答 弁】**  
**町 長：**

安全運転支援装置の購入に係る助成制度の導入については、高齢者の交通事故未然防止や、事故時における被害軽減に一定程度資するものと考えておりますが、一方では、運転支援システムの技術が向上し進化しているとはいえ、現状では、まだまだ運用上の課題や、さまざまな意見があるものと認識しております。

町といたしましては、こうした命に係る運転支援装置を高齢者に対して設置を促し、独自に補助制度を図っていくためには、取り付け可能な車種の範囲の把握や、当該装置の安全性能に関する技術の進化等についての更なる情報収集が必要と考えており、そこで得た情報を正しく伝えていくことで、補助制度が効果的に浸透していくものと考えております。

従いまして、今後も引き続き、各自動車メーカーによる開発状況をはじめ、自動車の安全性能向上に関する情報収集に努めながら、様々な交通安全活動にも積極的に取り組んでまいります。

## 2 国保税 18歳までの子どもへの均等割ゼロは、子どもの貧困対策、子育て支援

国の制度改正により、令和4年4月1日から、国民健康保険に加入している未就学児を対象として計算する国民健康保険税のうち、均等割額に対する軽減を開始した。今般の軽減措置の対象については、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うことを目的としている。

均等割額は世帯の国民健康保険被保険者人数に応じて計算する金額とし、7割軽減・5割軽減・2割軽減に該当している世帯の場合は、軽減後の金額を更に軽減した。

岩内町での未就学児対象世帯で、対象となる未就学児は何人か。

令和4、5、6年度での対象人数は。

5割軽減分の公費負担は国が2分の1、道と町が4分の1となっているが岩内町の負担分となる過年度それぞれの負担金額は。

仕事をしていない子どもも保険料を負担する国保税ですが、国保加入世帯での軽減対象にならない高等学校卒業までの年齢の被保険者の人数は。

国民健康保険加入者が全員負担する均等割は、所得のない子どもであっても納めなければならない高すぎる国保税の原因に、人頭税と同じ均等割があることを指摘し、全国知事会など地方団体は国に均等割の見直しを要求し未就学児の均等割保険税の軽減措置が実現した。

令和5年度岩内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、歳入歳出差引残額8,849万9,381円。不用額は4,752万740円を出している。

令和元年から令和5年までの国保特別会計決算では2億7,949万9,933円の不用額となっている。

子育て世帯の負担軽減の観点から高等学校卒業までの被保険者均等割を町が支援する場合の負担金の推計は。

国民健康保険事業基金が令和4年4,000万8,000円。令和5年に2,200万5,000円を積み立て、合計で6,201万3,000円を基金としている。この基金の目的は。

国保会計で基金が増加している自治体の取り組みとして、大阪府能勢町では、健康増進支援金を創設し、75歳未満の国保に加入する町民1人あたり1万円から物価高騰による町民の生活を考慮し1人1万5,000円に引き上げ、実質的には国保の均等割の助成になっている。

滋賀県米原市では、国民健康保険子育て世帯応援金を創設し国の未就学児の国保税の軽減措置と合わせて子育て世帯へのさらなる支援を目的に18歳以下の均等割実質ゼロとする支援金の支給など高校生まで所得制限なしで第1子から免除しており、北海道では旭川市などで取り組みが広がっている。

町の健康寿命延伸プランでは、平成30年度、0歳から39歳までの町人口3,715人。令和4年度は3,018人と5年間で697人減少。平成30年以前は70人を超えていた出生数が30年以降は50人代で推移しています。

健康寿命の延伸を進める施策としても、健康増進支援金、子育て世帯応援金などを創設し取り組む必要があるのではないのか。

国保の均等割は、国保に加入する全ての家族に定額の負担がかかる、人頭税のような仕組みです。そのため、国民健康保険税の負担は子育て世帯にとってとりわけ重いものになっている。18歳までの子どもへの均等割ゼロは、子どもの貧困対策、子育て支援に繋がるものとするが町長の判断を伺う。

**【答 弁】**  
**町 長：**

1 項めは、令和4年度、5年度、6年度における未就学児の均等割軽減対象となる世帯数及び対象者数についてであります。

令和4年度は21世帯、34名。令和5年度は19世帯、27名。令和6年度は8月末時点で13世帯、18名となっております。

2 項めは、令和4年度、5年度、6年度における未就学児の均等割軽減分に対する町の負担額についてであります。

令和4年度は5万3千970円。令和5年度は3万9千4円。令和6年度は6月末時点での額となりますが、4万2千502円となっております。

3 項めの軽減対象とならない高等学校卒業までの被保険者数についてと4 項めの高等学校卒業までの被保険者均等割を支援する場合の負担額の推計については関連がありますので、併せてお答えいたします。

令和6年4月1日時点において、軽減対象とならない6歳から18歳までの被保険者数は67名であり、均等割額を5割軽減とした場合の軽減額は、約81万円と推計され、仮に国の制度において軽減対象者の拡大がなされ、現行どおり国2分の1、北海道4分の1、町4分の1の公費負担とした場合における町の負担額は約20万円となります。

5 項めは、国民健康保険事業基金の目的についてであります。

岩内町国民健康保険事業基金は、国民健康保険事業の円滑な実施を図るため、平成30年4月1日に設置した基金であり、この基金の処分目的につきましては、1 つめに、国民健康保険事業費納付金に要する費用に不足を生じたとき。

2 つめに、その他国民健康保険事業に要する費用の財源に充てるときと定めております。

6 項めの、健康増進支援金、子育て世帯応援金などを創設し取り組む必要があるのではないのかについてと、7 項めの、18歳までの子どもへの均等割ゼロは、子どもの貧困対策、子育て支援に繋がるものとするが、町長の判断を伺うについては関連がありますので、併せてお答え致します。

国民健康保険税の算定につきましては、地方税法の規定により所得割と均等割を課すことになっており、町では北海道の保険料水準の統一を見据え、資産割を段階的に廃止し、所得割、均等割、平等割の三方式による賦課方式とするよう取り進めております。

こうした中、令和4年度から国の制度改正により、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児に係る均等割額について、一律に5割軽減を実施しているところではありますが、軽減対象者が未就学児までとなっており、対象者が限定的であることや、子育て世帯の更なる負担軽減を図るため、北海道後志総合開発期成会を通じて国や北海道に対して、18歳までの対象拡大と軽減額の拡充を毎年度要望しているところでもあります。

また、他の自治体において、子育て世帯応援金等、独自の軽減施策を実施している事は承知しておりますが、令和6年3月に改正されました北海道国民健康保険運営方針におきましては、北海道と全道市町村が一体となり、共通認識のもとで国民健康保険に関する事務の広域化・効率化を推進するため、市町村個別の歳入・歳出の共通化が必要であり、保険税の負担軽減に要する費用についても全道で共通化することが示されていることから、町独自で子どもに対する均等割軽減の制度を設けることについては、慎重な対応が求められるものと考えております。

いずれにいたしましても、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措



置につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国や都道府県一律による国保制度の運用が求められており、現行制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、国において議論が継続されるものと認識しておりますので、引き続き、国・北海道への要望活動を継続するとともに、国の動向に注視してまいります。

## < 再 質 問 >

高等学校卒業までの被保険者均等割を支援する場合の負担金額の推計は、国の制度の現行通りで拡大されれば、町の負担額は約20万円。軽減対象とならない6歳から18歳までは67名で、5割軽減の場合は約81万円と推計していました。

町が全額負担にしても、162万円程度で18歳までの均等割を補助できるのではないのか。

国や都道府県一律の運用が求められているといいますが、能勢町では令和6年度に新たに住民税非課税世帯となる世帯、令和6年度に新たに住民税均等割のみ課税世帯となる世帯。加えて住民税非課税世帯、住民税均等割のみ課税世帯に扶養されている平成18年4月2日以降に生まれた方がいる世帯の世帯主へ児童1人当たり5万円の給付を実施し国保の均等割の助成としています。

米原市では、国保加入者1人当たりの加入者数に応じて算定するため、子どもが多いほど国保税額も高額になります。子育て世帯の更なる支援を目的として、米原市国民健康保険に加入されている、令和6年4月1日現在で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある被保険者、主に高等学校卒業までの年齢の被保険者の均等割相当額を応援金として支給しています。

応援金は、一時所得として課税対象となるが一時所得は、所得金額の計算上50万円の特別控除が適用され、他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とならないことを説明しています。応援金は、子育て世帯への経済的負担の軽減を図るためとしています。

高く払えないという国保税18歳までの子どもへの均等割ゼロは、子どもの貧困対策、子育て支援です。

町長は思い切った判断をすべきではありませんか。

**【答 弁】**

**町 長：**

1項めは、町が全額負担でも162万円程度で、18歳までの均等割を補助できるのではないかについてであります。

国民健康保険税の算定につきましては、地方税法の規定により所得割と均等割を課すことになっておりますが、町では北海道の保険料水準の統一を見据え、資産割を段階的に廃止し、所得割、均等割、平等割の三方式による賦課方式とするよう取り進めているところであり、資産割の廃止により、歳入不足が懸念される中、さらなる18歳までの減額措置を実施することは、健全な国保運営に支障をきたす恐れがありますので、実施する考えには至っておりません。

2項めは、子育て世帯応援金など、思い切った判断をすべきではないのかについてであります。

町では、医療・保健分野における子育て支援として、近年、新たに子どもインフルエンザの助成事業や乳幼児等医療費助成事業に係る対象年齢を18歳までに拡大するなど、国民健康保険の加入者に限らず、他の健康保険に加入している子どもを含め幅広く実施しており、こうした施策を優先して実施することにより、子育て世帯の負担軽減に取り組んでいるところでありますので、国民健康保険の加入者に限った、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の町独自の減額措置につきましては、現時点において実施する考えには至っておりませんが、引き続き、国・北海道への要望活動を継続するとともに、国の動向に注視してまいります。

### 3 子育て世帯への支援で町内小中学校給食費を無償化へ 全国1, 794自治体中775自治体が学校給食費無償化実施 または予定

文科省は6月12日学校給食費の無償化についての初の全国調査結果を発表した。学校給食に関する実態調査、概要説明資料では、昨年9月時点で、全国の1,794自治体のうち、公立小中学校などで何らかの方法で学校給食の無償化を実施していると答えた自治体は722自治体あり、全体の約40%に達している。

自治体独自の学校給食無償化の状況として、1,794自治体中、775自治体において何らかの形で令和5年度中に学校給食費無償化を実施または予定している。

令和5年9月1日時点で無償化を実施している722自治体のうち547自治体で小中学生の全員を対象とし、145自治体で小中学校段階で支援要件を設けて無償化を実施している。

支援要件をもうけている場合の要件では、多子世帯が135自治体を占めている。無償化の財源は自主財源、ふるさと納税、寄付金以外が475自治体と最も多く、次いで233自治体が地方創世臨時交付金を活用しているとの調査結果です。

学校給食無償化導入について教育委員会は、こうした調査結果を承知し検討しているのか。

学校給食無償化を実施した722自治体のうち、小中学校において全員を対象に無償化実施が547自治体で75.8%、又、小中学校段階において支援要件をもうけて無償化実施が145自治体20.1%です。

令和4年度学校給食運営管理調査で後志管内の学校給食無償化を進める町村が9町村と答えています。全額無償、半額を無償に加え、3分の2補償などの実施町村名は。

4年度以降、9町村以外に無償化を進めている町村は。

2022年第4回定例会で教育長は、町では従来より低所得世帯などへ対する就学援助制度により給食費の負担軽減策を実施しており、支援制度は一定程度整っていると答弁していますが文科省の調査では全自治体の約40%が負担軽減策ではなく無償化を進めています。このまま負担軽減策を進めるのですか。

本町での学校給食費は小学校で月額4,600円、年間5万600円、中学校で月額5,400円、年間5万9,400円です。

こうした中、近年は、社会保障の削減や物価高など厳しい状況が長引き、子育て世帯の経済的負担も増加しており、給食費の無償化を求める要望が広がっている。

先進地では町の給食会計の補助として、米飯給食等主食費補助金や地場産品食育推進事業補助金を導入することで子育て世帯の経済的負担の軽減を図っている。

教育委員会も積極的にこうした事業を調査研究し、取り組むべきではないのか。

文科省、平成28年度子供の学習費調査では公立小学校で10万4,484円。内容は、給食費、制服、通学費等、クラブ活動費、図書・学用品費、修学旅行費、学級費、PTA費などです。

中学校で17万7,370円と父母負担は大きく、給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減につながると思いませんか。

2022年第4回定例会で小中学校の給食費無償化を実施した場合の予算推計額を、要保護世帯等を除き、全員を無償化した場合の年間の給食費は、小学校1,

834万2,500円、中学校で1,095万9,300円と答弁しています。

子育て世帯の経済的負担軽減並びに子育て支援、食育の推進などに向け学校給食の無償化を実現するため、継続的な財源確保に向け優先的に取り組む必要があるのではないか。

令和5年度の小学校扶助費1,050万5,000円のうち給食扶助費は526万3,000円計上で小学校不用額370万5,721円。

中学校扶助費1,112万3,000円のうち給食扶助費は、380万2,000円計上で中学校不用額170万7,639円。

不用額、小中学校合わせて541万3,360円です。

元年度は522万1,485円。2年度は427万7,521円。3年度は720万465円、4年度は864万8,463円の不用額です。

過年度執行の小中学校教育振興費の扶助費不用額から支援要件を設けて学校給食費の無償化に取り組めるのではないのか。

子育て世帯への支援として給食費を、一気に無償化が出来ないのであれば、要件を設けて多子世帯や第2子から無償、一人親家庭の無償化など保護者の経済的負担の軽減などから取り組むことが、子育て支援の一助となることから学校の設置者である自治体の判断で実施すべきと考えるが教育長の判断は。

**【答 弁】**  
**教 育 長：**

1 項めは、学校給食費無償化導入について、教育委員会は、学校給食に関する実態調査結果を承知し、検討しているのかについてであります。

国の少子化対策の強化の一環で、昨年6月に閣議決定した、こども未来戦略方針を受け、文部科学省では、隔年で実施している、学校給食実施状況等調査に併せて、新たに実施した学校給食費の無償化を実施する各教育委員会における取組の実態調査の結果を、本年6月に公表しております。

調査結果につきましては、教育委員会においても確認しており、今後の学校給食費に関する支援等を検討する上で、参考にしているところであります。

2 項めは、令和4年度学校給食運営管理調査で、後志管内の学校給食全額無償、半額無償、3分の2補償などの実施町村名はと、4年度以降、9町村以外に、無償化を進めている町村は、についてであります。

令和4年度学校給食運営・管理調査において、後志管内における学校給食費無償化に取り組んでいる9町村につきましては、全額無償が、黒松内町と赤井川村、半額無償につきましては、蘭越町、共和町、泊村、3分の2無償は、神恵内村、第2子以降または第3子以降の無償は、ニセコ町、京極町、倶知安町であります。

次に、令和4年度以降、9町村以外に無償化を進めている町村についてありますが、本年9月の聞き取り結果で申し上げますと、本年度から、新たに余市町と仁木町が全額無償としており、同じく、泊村につきましては、半額無償から全額無償に変更したとのことであります。

3 項めの、文科省の調査では、全自治体の約40%が負担軽減策ではなく、無償化を進めているが、町はこのまま負担軽減策を進めるのかと、4 項めの教育委員会も積極的に先進地の事業を調査研究し、取り組むべきではないかについては、関連がありますので、併せてお答えいたします。

米飯給食等主食費補助金や地場産品消費・食育推進事業補助金につきましては、共和町で実施しているもので、米飯等給食の推進と給食費の負担軽減を図り、メロン・スイカなどの地場産品の消費、食育の推進を図るため、共和町が独自に給食会計へ補助する事業であるものと承知しており、一方で、本町におきましては、昨今の物価高騰に伴い、学校給食で献立内容や食材費の維持が難しい状況になりつつあることから、令和4年度から食材費値上げ相当分について、学校給食会計補助金を実施してきたところであります。

なお、令和4年第4回定例会におきまして、大田議員ご質問の負担軽減策につきましては、低所得世帯などへ対する、就学援助制度による給食費の負担軽減策について答弁しているものであり、今後におきましても、給食の質を保ちつつ、保護者の負担増とならないよう、物価高騰などの状況に応じた対応策、並びに、食育や地場産品の推進について、栄養教諭とも連携し、本町の地場産品の推進に繋がるよう、取組を進めてまいります。

5 項めは、給食費の無償化は、子育て世帯の経済的負担の軽減に繋がるとは思いませんかについてであります。

物価高騰に伴う影響が長期化する中、本町も含め、各自治体においては、学校給食費に対し独自の負担軽減策を講じてきたところであり、給食費の無償化についても、経済的負担軽減につながる施策の一つとして認識しております。

6 項めの、学校給食の無償化を実現するため、継続的な財源確保に向け優先的に取り組む必要があるのではないかと、8 項めの、一気に無償化ができないのであれば、要件を設けて、保護者の経済的負担軽減などから取り組むことが、

子育て支援の一助となることから、学校設置者である自治体の判断で実施すべきと考えるが、教育長の判断については、関連がありますので、併せてお答えいたします。

学校給食費の無償化につきましては、国等からの直接的な補助金等もないことから、多子世帯等の要件を設けたとしても、実施するには、財源確保に伴う町財政への影響が大きく、持続可能な学校給食運営の観点から、難しいものと判断してきたところではありますが、実態調査の結果からも、自治体の約3割が完全無償化を実施していることなどを踏まえ、学校教育及び子育て支援において、公平性や施策のバランス、優先性なども考慮する中で、本町においても、今後の給食費に対する支援等のあり方について、検討が必要と考えております。

また、国のこども未来戦略方針においても、学校給食の無償化の実現に向けて、実態調査の公表をした上で、小中学校の給食実施状況の違いや、法制面等も含め、課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとしており、そうした国の動向や、他自治体の情報なども注視してまいります。

7項めは、過年度執行の小中学校教育振興費の扶助費不用額から、支援要件を設けて、学校給食費の無償化に取り組めるのではないかについてであります。

小中学校の扶助費につきましては、学校教育法に基づき、経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などといった学校に必要な経費を援助する就学援助制度に係る予算を計上しているところでありますが、過年度の予算に係る不用額の主な要因としましては、支給対象者数が見込みよりも下回ったことによるものが主な要因であり、この他にも、コロナ禍による臨時休業に伴う給食費の減や、修学旅行やスキー授業などの学校行事の縮小なども要因となっており、加えて、この歳出執行額の縮小は、歳入の減額を伴う場合もあることから、歳出決算額における不用額と比べ、実質的な不用額としてはさらに少額であるものと考えております。

過年度の不用額を財源に予算を執行することについてであります。各年度の予算執行に当たりましては、地方自治法の規定を根拠とした、いわゆる会計年度独立の原則のもと予算執行されており、繰越明許費などの一定の条件によるもののほかは、当該年度の歳出はその年度の歳入をもってこれに充てることとされていることから、歳出予算経費の金額を翌年度において使用することはできないものと考えております。

## < 再 質 問 >

本町においても、今後、給食者に対する支援等のあり方、検討が必要と考える。また学校給食の無償化は、国からの直接的な補助金もなく財源確保等難しいが実態調査も踏まえて考慮し支援等のあり方を検討すると答弁しました。

文科省の学校給食に関する実態調査、概要説明資料には、学校給食に係る経費の負担、学校給食法等の定めとして、学校給食の実施に必要な施設・設備に要する経費及び人件費は、学校設置者の負担。食材費は保護者負担。ただし、自治体等による補助を妨げるものではないと明記されている。

この学校給食法第11条を保護者負担の根拠としていますが、2016年2月16日、参院文教科学委員会で当時の柴山文部科学相が、学校給食法第11条の規程は、1954年の文部事務次官通達のとおり、給食費の一部を補助することを禁止する意図はない、さらに地方自治体等がその判断によって全額補助することを否定するものではないと答弁。

また、2022年10月7日の参議院代表質問・学校給食費無償化で岸田首相が、保護者が負担する学校給食費を自治体などが補助することを妨げるものではない。学校給食費の無償化については学校の設置者である自治体において判断いただくべきものと答弁しています。

自治体等による補助を妨げるものではないは、要件を設けて、速やかに保護者の経済的負担の軽減・子育て支援に取り組むことではないのか。

全国1,794自治体のうち、何らかの方法で小中学校での給食費無償化は約40%に達しています。

2022年第4回定例会で教育長は、今後も低所得者世帯に対する他の支援施策との公平性やバランスを考慮しながら、機を逸することなく効果的な対策が発動できるよう考えると答弁しています。

また、今定例会では、本町においても、今後の給食費に対する支援のあり方について検討が必要と考えるなら、機を逸することなく効果的な対策の発動は今ではないのですか。



**【答 弁】**

**教 育 長：**

学校給食費の無償化については、経済的負担軽減につながる重要な施策の一つとして認識しており、国の実態調査の結果を参考にする中で、今後の給食費に対する支援等のあり方について検討を進めてまいります。